

指 示 第 1 5 号

平成29年3月30日

大阪拘置所長 高須賀 英 治

死刑確定者に対する差入れの取扱いについて

標記について、下記のとおり定め、平成29年4月10日から実施することとしたので、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、平成23年3月14日付け指示第7号「死刑確定者に対する差入れの取扱いについて」は、この指示を実施する日をもって廃止する。

記

1 当所収容中の死刑確定者に対し、現金又は自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされている物品が差し入れられた場合において、差入人が当該死刑確定者との外部交通を許可する方針の者以外の者(以下「非外部交通許可方針者」という。)であっても、次のいずれかに該当する場合を除き、差入れを許すこと。

(1) 書籍等

ただし、首席矯正処遇官(処遇担当)が、死刑確定者の処遇等に照らし必要と認め得る場合には、当該書籍等を一旦受け入れ、当該死刑確定者を所管する処遇部門の該当部署(死刑確定者処遇班又は女区)が起案する視察表をもって、差入れの許否を判断するものとする。

(2) 外部交通制限の趣旨を害するおそれがあるもの

ア 意思や事実等の記載があるもの

イ 当該非外部交通許可方針者との関係性その他周辺事情から、その差入れ自体によって、意思や事実等が伝達できるもの

(3) 交流すること自体によって当所の規律及び秩序を害するおそれがあると認められる相手方から持参又は送付されたもの

2 上記1(2)及び(3)に該当する場合には、当該死刑確定者を所管する処遇部門の該当部署が視察表を起案し、決裁を受けることとする。

3 差入れを不許可とした場合は、平成23年6月6日付け達示第8号「被収容者等の金品の取扱いに関する実施細則」及び平成27年3月4日付け部長

指示第1号「被収容者に対する金品の取扱いについて」に基づき、引取り処理を行うものとする。

なお、本指示により差入れを不許可とした金品について、差入人の所在が明らかでないため引取りを求めることができない場合には、公告することとする。

- 4 本指示により難い事情が生じた場合には、速やかに首席矯正処遇官（処遇担当）に報告の上、その指示により運用することとする。